

FMCだより

5
2011

5月の第2日曜日は「母の日」です。この母の日は、世界各地で制定されているのだそうです。

普段、感謝の気持ちを伝えることができない方は、この機会を利用してはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



雇用促進による税額軽減が創設

平成23年度税制改正のうち法人税に関して、雇用者を増やすことにより、増えた雇用者1人につき20万円の税額控除が受けられる制度（雇用促進税制）が盛り込まれています。平成23年1月25日に国会へ提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」や財務省が作成した「平成23年度税制改正（案）のポイント（平成23年2月発行）」を参考に、この制度の概要についてお届けします。

雇用促進税制とは

雇用促進税制とは、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度を対象として、青色申告法人が次のすべての要件を満たす場合に、その事業年度中に増加した雇用者1人あたり20万円の税額控除ができる制度をいいます。（上限は法人税額の10%（中小企業等は20%）。）この場合の雇用者とは、雇用保険の一般被保険者である従業員を指しますが、この従業員のうち、その法人の役員の特権関係者、使用人兼務役員は除かれます。ですから社長の子どもが従業員となっても、この場合の雇用者には含まれません。

1. 適用を受ける当事業年度及びその前事業年度中に、事業主都合による離職者がいない
 2. 当事業年度末日現在の雇用者数が、前事業年度末日より5人（中小企業者等は2人）以上増加
 3. 上記2. による雇用者の増加率が10%以上
 4. 当事業年度の給与総額が前事業年度の比較給与等支給額（※）以上
- （※）比較給与等支給額＝前事業年度の給与額＋前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%

上記1.～3.については、ハローワークでの確認が必要です。手順は、まず事業年度開始後にハローワークへ「雇用促進計画（仮称）」を届出た上で、事業年度終了後にハローワークで上記1.～3.の確認を受けます。

それでは右例の場合、上記要件2. 3. 4. を満たすかどうか、算定しながら検証してみましょう。

- ◇要件2. … $8-5=3 \geq 2$ ∴満たす
- ◇要件3. … $3 \div 5 \times 100\% = 60\% \geq 10\%$ ∴満たす
- ◇要件4. … $3,000万円 \geq 2,360万円$ （※） ∴満たす

（※） $2,000万円 + 2,000万円 \times 60\% \times 30\% = 2,360万円$

例.（中小企業者等の場合）
 前事業年度末日現在
 雇用者数5名・給与総額2,000万円
 当事業年度末日現在
 雇用者数8名・給与総額3,000万円

今回の例であれば、その他の条件をすべて満たした場合には、上限はあるものの、3名×20万円＝60万円の税額控除を受けることができます。

適用できない場合

ただし、上記要件をすべて満たした場合でも、右のいずれかに該当した場合には、適用することができないため、注意を要します。

- ◆風俗営業等を営む場合
- ◆設立（合併による設立を除く。）の日を含む事業年度の場合
- ◆解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度の場合
- ◆清算中の各事業年度の場合

なお、所得税にも同様の制度が盛り込まれており、個人は平成24年から平成26年までの各々が適用期間となります。

参考：財務省HP「所得税法等の一部を改正する法案」<http://www.mof.go.jp/houan/177/st230125h.htm>
 同HP「平成23年度税制改正（案）のポイント（平成23年2月発行）」
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/zeiseian11.htm>





自動車税を納める時期です

5月は、自動車税（軽自動車税を除く）を納める時期です。今回は、この自動車税についてお届けしたいと思います。

自動車税とは

自動車税とは、その年の4月1日現在保有している自動車（軽自動車を除く）に対して、各都道府県が課す地方税です。

税額は、自動車の種類や排気量、用途によって定められています。納税方法は、都道府県から送付される納税通知書により、都道府県が定めた日（通常は5月末日）までに納めます。納めることにより、納税通知書にある「自動車税納税証明書（継続検査用）」に収納済（領収）印が押されます。この証明書がないと車検の際に新しい車検証の交付を受けることができません。車検の際に必要な書類として紛失しないように、車検証と一緒に保管しておくといでしょう。

自動車税の税額 軽課と重課

自動車税の税額は、先ほど書いた通り、自動車の種類や排気量、用途によって異なりますが、さらに登録年度や種類によって、自動車税の負担が軽くなる（軽課）場合や逆に負担が重くなる（重課）場合があります。これは「グリーン化税制」と呼ばれる制度による措置です。

1. 自動車税が軽課される場合

環境配慮がされた新車を新規登録した場合に、登録年度の翌年度1年度間のみ、自動車税が軽課されます。この場合の環境配慮がされた新車とは、電気自動車などの低公害車や一定の軽減基準をクリアした、まだ登録したことのない新しい自動車を指し、該当すれば通常の自動車税の半額程度になります。一度きりの措置ですから、前年度に軽課されていた場合には、今年度は軽課対象とはならない点に注意しましょう。

平成23年度の自動車税であれば、平成22年度中（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間）に新規登録した自動車が軽課対象となります。

2. 自動車税が重課される場合

新車の新規登録から一定期間を経過したディーゼル車やガソリン車・LPG車は、通常の自動車税に10%程度が上乗せされます。（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車等は除かれます。）こちらは軽課措置と異なり、一度きりの措置ではありません。一定期間経過後は、毎年重課されます。

ただし、都道府県によっては、一定期間経過したとしても、申請することにより重課分を減免してもらえる場合があります。登録している都道府県に確認をとり、減免可能な場合には、申請手続きを忘れないようにしたいものです。

なお、自動車税に関する情報は、各都道府県のホームページ上に詳しく掲載されています。一度、ホームページ上でも確認してみましょう。





労務情報

労働保険年度更新の仕組み

労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日（平成23年は曜日の関係で7月11日）までに申告・納付する必要があります。そろそろ多くの企業が申告・納付の準備を始める時期ですので、以下では労働保険の年度更新の仕組みを、平成23年度を例に挙げながら解説しましょう。

1.年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は、毎月保険料を納付していますが、労働保険料は年に1回、当年度の概算保険料額を計算し事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額をもとに、確定保険料額を計算します。その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付もしくは還付することになっています。つまり、平成23年の年度更新は以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ①平成23年度の概算保険料額
- ②平成22年度の確定保険料額
- ③平成22年度の概算保険料額（①）と平成22年度の確定保険料額（②）の差額

このように、事業主は、確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切替更新する必要があることから、これを「年度更新」と呼んでいます。

2.労働保険の保険料の計算方法

【確定保険料】

確定保険料は、すべての労働者（雇用保険については被保険者のみ）に支払われる賃金総額に、保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

【概算保険料】

概算保険料は、賃金総額の見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%未満である場合、前年度の賃金総額を用いて計算し、それ以外の場合には賃金総額の見込み額を用いて計算します。

3.労働保険料の納付期限

概算保険料額が40万円（労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、その労働保険料を3回に分割して納付することができます。具体的な納付期限は以下のとおりです。

期 間	納付期限※
第1期分(4月1日から7月31日まで)	7月10日(平成23年は7月11日)
第2期分(8月1日から11月30日まで)	10月31日
第3期分(12月1日から3月31日まで)	1月31日

※労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、第2期分は11月14日、第3期分は2月14日となります。

労働保険の年度更新は、労働者に支払った1年間の賃金額を取りまとめなければならないため、手間がかかる作業です。申告や納付の漏れがないように、早めに計算を行うことを心がけましょう。



経営情報

職場の人間関係を最も重視するのはどの年代か

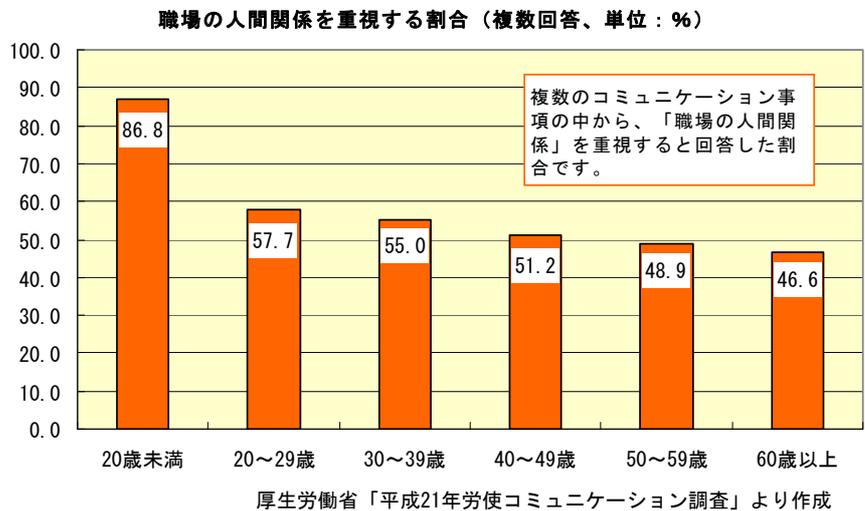
労働者にとって、仕事での最大のストレスは「職場の人間関係」であるという調査結果があるように、職場の人間関係は仕事をする上で重要な要素です。

ここでは、今年1月に発表された厚生労働省の調査結果（*）から、年代別の職場の人間関係を最も重視する割合に関するデータを紹介します。

若い年代ほど職場の人間関係を重視

厚生労働省の「平成21年労使コミュニケーション調査」によると、職場の人間関係を重視する割合が最も高かったのは、20歳未満でした。調査対象の86.8%が職場の人間関係を重視するとしています。

20代以降については、年代が高くなるにつれて重視する割合が低くなっていきますが、どの年代もほぼ半数の人が職場の人間関係を重視していることがわかります。



重要な社内のコミュニケーション

職場の人間関係が好ましい状態であれば、コミュニケーションも円滑で社内に一体感が生まれ、組織が活性化されるといったメリットが考えられます。

上記データから、若い年代ほど社内の人間関係を重視する傾向が強いため、新入社員を迎える企業や若手社員の多い企業は、職場の人間関係をより良好なものにするよう努めたいところです。上司や先輩社員は、自分の部下や後輩社員への声かけなど、積極的にコミュニケーションをとるようにはじめてはいかがでしょうか。指示を仰ぎたいことが多いと思われる新入社員にとっても心強いでしょうし、早期の戦力化や定着率の向上にも寄与するものと思われます。

（*）厚生労働省「平成21年労使コミュニケーション調査」
主たる事業が日本標準産業分類の16大産業に属する常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から一定の方法により抽出した約5,500の事業所、及びその事業所に雇用される常用労働者から一定の方法により抽出した約6,500人の労働者を対象とした調査です。有効回答率は事業所調査65.3%、労働者調査61.7%です。詳細は以下の政府統計の総合窓口のサイトで確認できます。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001018360>



医業情報

最も患者数が多い傷病をご存知ですか？

いわゆる三大疾病といえば、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患ですが、日本で最も患者数の多い傷病は何か、ご存知ですか。

ここでは厚生労働省の調査（*）から、入院・外来を含めた総患者数が最も多い傷病のほか、総患者数が100万人以上いる傷病をご紹介します。

最も多いのは高血圧

上記調査から、平成11年以降の調査年次に総患者数が100万人に達したことがある傷病をまとめると、下表のようになります。

調査年次に総患者数が100万人に達したことがある傷病と総患者数の推移

（単位：千人、％）

	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年	対17年比
高血圧性疾患	7,186	6,985	7,809	7,967	2.0
糖尿病	2,115	2,284	2,469	2,371	-4.0
う蝕（虫歯）	1,559	1,480	1,814	1,656	-8.7
心疾患（高血圧性のものを除く）	1,845	1,667	1,658	1,542	-7.0
悪性新生物（がん）	1,270	1,280	1,423	1,518	6.7
高脂血症	1,140	1,391	1,530	1,433	-6.3
脳血管疾患（脳卒中）	1,474	1,374	1,365	1,339	-1.9
関節症	749	864	993	1,185	19.3
気分[感情]障害（躁うつ病を含む）	441	711	924	1,041	12.7
脳梗塞	1,120	1,064	1,052	964	-8.4
白内障	1,457	1,292	1,288	917	-28.8
喘息	1,096	1,069	1,092	888	-18.7

厚生労働省「平成20年患者調査（傷病分類編）」より作成

平成20年の結果から、最も総患者数が多いのは「高血圧性疾患」の約797万人となっています。平成20年10月の日本の人口は約1億2800万人ですから、人口の6.25%に当たる人が高血圧で継続的に医療を受けているということになります。

次に多いのは「糖尿病」の約237万人、「う蝕（虫歯）」の約166万人の順になりました。その次は三大疾病の「心疾患（高血圧性のものを除く）」、「悪性新生物（がん）」が続きます。

表の中で目立つのが、「関節症」と「気分[感情]障害（躁うつ病を含む）」の増加です。どちらも17年から20年にかけて、10%以上も増加しています。

その一方で、上記の傷病のうち半数以上が17年に比べて患者数が減少しています。なかでも白内障は28.8%、喘息は18.7%減少しています。

医療技術の進歩はもちろん、各人が健康管理の意識を高め、なるべく病気とは縁のない生活を送りたいものです。

（*）平成20年患者調査（傷病分類編）

一定の医療機関（病院と診療所）とその医療機関を利用する患者を対象に行われた調査です。調査各年の10月の3日間（火曜日～木曜日）のうち医療施設ごとに指定した1日を調査日としています。ここでの総患者数は、調査日現在において、継続的に医療を受けている者をいいます。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubu/index.html>

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画立てて早めに準備をしましょう。

2011年5月

お仕事備忘録

- 1. 住民税の改定対応
- 2. 自動車税の納付
- 3. 夏季賞与検討・情報収集
- 4. 夏に向けての準備
- 5. 健康診断の実施



1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法について特別徴収を選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

4. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞いやお中元の準備
- ◆秋や年末の社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

5. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する会社については、医師・診療機関との最終確認、受診漏れ者、追加者がいないかの確認は良いでしょうか？

当日やむを得ない事情で受診できない社員については、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診してもらうようにしましょう。

健康診断の結果は、従業員50名以上の企業では「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。





月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	先勝	
2	月	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告
3	火	仏滅	憲法記念日
4	水	大安	みどりの日
5	木	赤口	こどもの日
6	金	先勝	立夏
7	土	友引	
8	日	先負	
9	月	仏滅	
10	火	大安	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	赤口	
12	木	先勝	
13	金	友引	
14	土	先負	
15	日	仏滅	
16	月	大安	
17	火	赤口	
18	水	先勝	
19	木	友引	
20	金	先負	
21	土	仏滅	小満
22	日	大安	
23	月	赤口	
24	火	先勝	
25	水	友引	
26	木	先負	
27	金	仏滅	
28	土	大安	
29	日	赤口	
30	月	先勝	
31	火	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）